

【外国人特定技能・育成就労を利用する会員向け】

### 一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAIM）への入会案内

2026年1月23日閣議決定「特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針」に基づき、2026年5月告示公布・同6月改正告示施行となり、当該閣議決定に伴う特定技能外国人の受入れ対象事業所が拡大され、「家具製造業」も対象となりました。

工業製品製造業分野の特定技能・育成就労外国人の受入れには、「一般社団法人工業製品製造技能人材機構（以下「JAIM」）」の賛助会員への入会が必要となります。

それに先立ち、5月にJOIFAがJAIMの正会員となりました。JOIFAに所属する会員企業は、JAIMの賛助会員年会費が「正会員団体に所属する場合の割引」の対象となりますので、下記の通りご案内します。

#### 記

入会手続は、事業所（工場など）1か所につき1件です。同一法人内でも複数の事業所（工場）で申請する場合は、事業所ごとに申請が必要です。

#### 1. これから JAIM への入会申請をする場合

##### (1) 入会申請

・入会手続きについては、こちらから御確認ください。

[https://www.jaim-skill.or.jp/entry/?stt\\_lang=ja](https://www.jaim-skill.or.jp/entry/?stt_lang=ja)

##### (2) 「正会員団体に所属する場合の割引」の申請方法について

・JOIFAの会員企業は、「正会員団体に所属する場合の割引」が適用され年会費が減額されます。

・JAIMの入会手続時に、「所属する団体名」の選択を行う画面にて、所属団体名として「一般社団法人日本オフィス家具協会」を選択してください。

JOIFAの会員企業名をJAIM事務局に登録していますので、JAIMのシステム上で所属団体名を選択すると、そのまま次に進めます。JOIFA会員企業の子会社の場合は、別途登録手続きが必要ですので、JOIFA事務局へお問合せください。（[info@joifa.or.jp](mailto:info@joifa.or.jp)）

### (3) 年会費について

・「正会員団体に所属する場合の割引」が適用されますと、年会費額は表1の「正会員団体に所属する場合」の金額となります。

・入会初年度の年会費は、会費請求通知日が属する月から年度末までの月割で算出されます。詳細は賛助会員会費規程を確認してください。

<賛助会員会費規程 URL>

<https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/regulations2.pdf>

表1

年会費（年額）

	正会員団体に所属する場合	正会員団体に未所属の場合
中小企業	60,000円	63,000円
大企業	80,000円	83,000円

### 2. 既存の産業分類に該当し、すでに JAIM 賛助会員に入会済の場合

・団体割適用については、・育成就労来年度（2027 年度）の年会費より、「正会員団体に所属する場合の割引」が適用となります。

### 3. お問い合わせ

不明な点等がございましたら、下記ページに記載の JAIM 相談窓口までお問い合わせください。

[https://www.jaim-skill.or.jp/contact/?stt\\_lang=ja](https://www.jaim-skill.or.jp/contact/?stt_lang=ja)

以上